

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和4年12月)

12月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処分内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	有限会社キタイチ(法人番号7460102002998) 代表者佐川一也	北海道帯広市西23条南3丁目28番地5 メイフル233		有限会社キタイチ営業所	北海道帯広市西23条南3丁目28番地5、28番地6		R4.12.13	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他6件	令和4年6月21日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の4)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(6)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(7)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	3	3
2	有限会社エムアンドエフ・サービス(法人番号7430002056973) 代表者伊藤直之	北海道虻田郡倶知安町南11条西1丁目4番地7		本社営業所	北海道虻田郡倶知安町南11条西1丁目4番地7		R4.12.13	輸送施設の使用停止(100日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他7件	令和4年7月28日及び令和4年8月1日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可義務違反[自動車車庫の位置及び収容能力](貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)事業計画変更認可義務違反[乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力](施行規則第2条第1項第5号)、(3)整備管理者の選任(変更)届出義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の4)、(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(6)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)点呼の記録の改ざん・不実記載(安全規則第7条第5項)、(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	10	10
3	株式会社エターナル(法人番号6460101004311) 代表者吉永英也	北海道帯広市西24条南3丁目41番地2		帯広営業所	北海道帯広市西十六条南6丁目20番地1		R4.12.16	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他1件	令和4年9月9日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	0	0

